

# 福祉事業者 ごみ出し拠点整備事業



米子市

## 実証事業開始のお知らせ

高齢者や障がい者のごみ出しを支援するため、福祉事業者が利用者宅から排出されたごみを時間の制約なく持ち込める事業者専用の集積所(24時間利用可能)を市内2箇所に設置します。

### 設置場所

- ・米子市福祉保健総合センター (米子市錦町一丁目139番地3)
- ・米子市心身障害者福祉センター (米子市皆生新田二丁目10番1号)

### 事業実施期間

令和6年6月3日(月)～令和7年3月31日(月)

参加事業者登録受付

令和6年5月20日(月)から

### ▶対象事業者

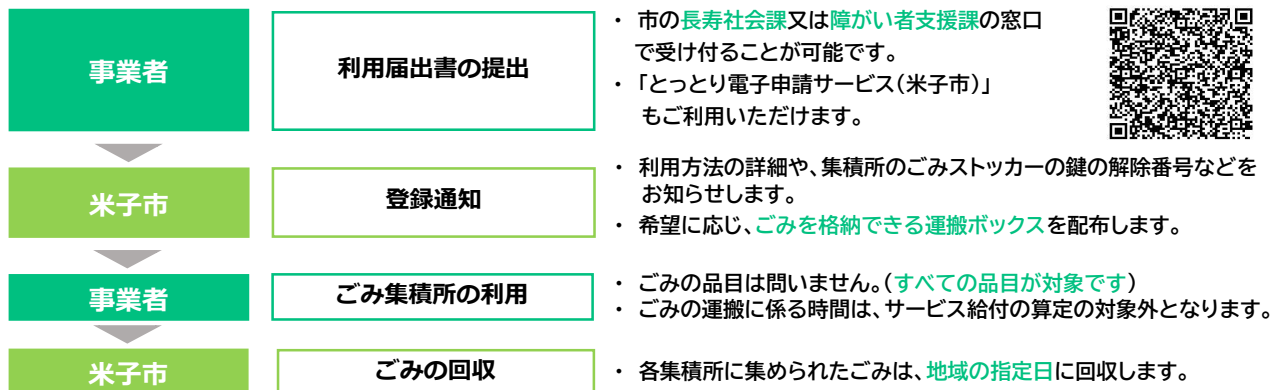
次のいずれかに該当する者※に対してサービスを提供する事業者

- 介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護において、ごみ出しの支援を必要としている者
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第2項に規定する居宅介護または、同条第3項に規定する重度訪問介護において、ごみ出しの支援を必要としている者
- その他、市長が必要と認める者

※ 市内に在宅で生活する者に限ります。

### ▶利用の流れ

【電子申請サービス2次元コード】



▶ 事業の詳細について 米子市ホームページ(<https://www.city.yonago.lg.jp/43179.htm>)をご確認ください。

### <問い合わせ・提出先>

米子市福祉保健部 長寿社会課 ☎ 0859-23-5155 ✉ [choju@city.yonago.lg.jp](mailto:choju@city.yonago.lg.jp)

米子市福祉保健部 障がい者支援課 ☎ 0859-23-5549 ✉ [shien@city.yonago.lg.jp](mailto:shien@city.yonago.lg.jp)